人事異動

内閣

（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　蝦名　一邦
（同（同））同　青柳　一郎
携帯内閣官房歴史的資源を活用した観光まちづくり連進室審議官を命ずる（各通）
（内閣官房内閣参事官（同））同　松田　浩樹
携帯内閣官房歴史的資源を活用した観光まちづくり連進室参事官を命ずる（以上一月三十日）

官庁報告

法務

再審による無罪判決の公示

佐藤公貴（住居福島県須賀川市岩崎一番地二サンフォーリスト一〇三号、無職、昭和五五年一〇月五日生）に対して、「平成二七年三月四日福島市松川町浅川字若宮二一番地先道路で起こした衝突・物損事故の報告義務に違反した」との事実に関し、再審の結果犯罪の証明がなかったので、平成二八年一一月九日無罪の言渡しをした。

郡山簡易裁判所

労働

船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示

東北運輸局最低賃金公示第１号

東北地方交通審議会から東北内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第２号）、東北海上旅客運送業最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第３号）、東北漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第４号）及び東北漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第５号）の改正について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第４項の規定により準用する同法第11条第１項及び船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第７条第１項の規定により、その要旨を公示する。

この意見に係る船員又はこれを使用する船舶所有者（船員法（昭和22年法律第100号）第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）であって、この意見に異議のある者は、異議の内容及び理由を記載した書面（様式任意）に異議申出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して本日から15日以内に東北運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号983－8537宮城県仙台市宮城野区鉄砲町１番地」あて提出されたい。

平成29年２月１日

東北運輸局長　尾関　良夫

東北地方交通審議会の意見（要旨）

１．東北内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員（船長を含む。）「244,200円」を「246,000円」に、ただし書の職員「227,750円」を「229,550円」に、部員「185,000円」を「186,800円」に、ただし書の海上履歴３年未満の部員「175,850円」を「177,650円」にそれぞれ改正することが適当である。

２．東北海上旅客運送業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員（船長を含む。）「240,000円」を「241,100円」に、部員「178,250円」を「179,250円」にそれぞれ改正することが適当である。

３．東北漁業（沖合底びき網）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額「198,200円」を「199,400円」に改正することが適当である。

４．東北漁業（大中型まき網）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額「196,800円」を「198,600円」に、青森県八戸市に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する２そうまき・まき網漁業の用に供する漁船の船舶所有者に雇用されている船員の最低賃金額「183,100円」を「184,900円」にそれぞれ改正することが適当である。

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第五項の規定に基づき、次の地図及び簿冊を同条第二項の規定により認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして平成二十九年一月十八日付けで指定したので、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第二十条の規定に基づき公告する。

平成二十九年二月一日

国土交通大臣　石井　啓一

測量及び調査を行った者の名称	地図及び簿冊の名称	測量及び調査を行った地域
浜松市	測量図及び調査簿浜松市西区呉松町笹原地区確定	静岡県浜松市西区呉松町笹原
静岡市	杳成市道大和に基づき秋葉２号線の用地図及び測量簿作成した地の図及び調量	静岡県静岡市清水区東一丁目保字南光の一部
独立行政法人都市再生機構	区国際文化公園都市（中部工区）地籍図及び調査簿	大阪府茨木市彩都あかねの全部
群馬県	測量図及び調査簿伊勢崎工業団地第二期確定	群馬県伊勢崎市東上之宮町の一部
株式会社豊伸	事業実施図及び調査簿浜松市中区富塚町地境界確定	静岡県浜松市中区富塚町の一部
株式会社アイシン・エイ・ダブリュ	簿安城市藤井町確定測量図及び調査	愛知県安城市藤井町の一部
野上測量事務所	確定測量図及び調査簿浜松市中区曳馬一丁目地区境界	静岡県浜松市中区曳馬一丁目の一部
国土交通省中部地方整備局三重河川事務所	得に伴い作成した改修工事の用地図及びの調査簿取	三重県鈴鹿市神戸一丁目及び三重県鈴鹿市神戸一丁目地内和泉町字塚本及び三重県鈴鹿市神戸一丁目地内和泉町字塚本及

公告

諸事項

工場財団

東京都港区南青山一丁目３番１－3808号**小林潤平**の工場財団に栃木県佐野市閑馬町字馬場741番地、738番地２、758番地３栃木佐野２号発電所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押え、仮差押え又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出てください。

平成29年２月１日

宇都宮地方法務局足利支局

東京都港区南青山一丁目３番１－3808号**小林潤平**の工場財団に栃木県佐野市閑馬町字松葉2288番地栃木佐野３号発電所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押え、仮差押え又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出てください。

平成29年２月１日

宇都宮地方法務局足利支局

大分県豊後大野市三重町菅生字大屋原１番39**株式会社エフオン豊後大野**の大分県豊後大野市三重町菅生字大屋原１番39株式会社エフオン豊後大野豊後大野発電所についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成29年２月１日

大分地方法務局竹田支局

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第２号の規定に基づき、平成29年１月17日から２年の土地家屋調査士業務の停止の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成29年２月１日

大阪法務局長　森木田邦裕

記

氏名　長嶋　　玲
所属する土地家屋調査士会　大阪土地家屋調査士会
登録番号　大阪第2718号
事務所の所在地　大阪府高槻市庄所町２番18号
違反行為　名義貸し、登記申請意思確認義務違反及び本人確認義務違反